

## 放射線業務従事者の被ばく線量記録の引き渡しについて

令和 3 年 2 月 26 日

核燃料施設等監視部門

核燃料物質使用施設、核原料物質使用施設の放射線業務従事者の被ばく線量の記録は、5 年の保存義務があります。この期間の終了後その記録を所持し続けるか、公益財団法人放射線影響協会（以下「放影協」）へ引き渡すかを選択できます。また、放射線業務従事者が業務を外れた場合は、その際に所持し続けるか放影協に引き渡すかを選択し、記録の写しを当該従事者に交付することが必要となります。なお、施設を廃止する際にも記録を放射線影響協会に引き渡すことが求められています。

記録を引き渡す際には放影協にその旨伝えれば、必要な手続きが案内されるので、案内に従って手続きを進めてください。

## 連絡先

公益財団法人放射線影響協会 RI 等記録管理課

電話番号：03-5295-1790

メールアドレス：[ri@rea.or.jp](mailto:ri@rea.or.jp)ホームページ：[www.rea.or.jp](http://www.rea.or.jp)

参考条文

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）（一部抜粋）

（記録）

第二条の十一 第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

<p>ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p>	<p>一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回</p>	<p>第五項に定める期間</p>
<p>ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回（上欄に掲げる当該年間以降に限る。）</p>	<p>第五項に定める期間</p>
<p>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	<p>その都度</p>	<p>第五項に定める期間</p>
<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>第五項に定める期間</p>

- 5 第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において使用者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。
- 6 使用者は、第一項の表第二号ニからヘまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。
- 7 第一項の表第二号リ及びヌ、第四号イからニまで並びに第八号の記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。
- 8 第五項の原子力規制委員会の指定する機関に関し必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。

核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）（一部抜粋）

（記録）

第三条 法第五十七条の七第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

<p>ハ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者等（国際規制物資である核原料物質（法第五十七条の七第一項第三号の核原料物質を除く。）を使用する国際規制物資使用者及び旧国際規制物資使用者等をいう。以下同じ。）に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により核原料物質使用者及び国際規制物資使用者等が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</p>	<p>一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回</p>	<p>第五項に定める期間</p>
<p>ニ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回（上欄に掲げる当該年間以降に限る。）</p>	<p>第五項に定める期間</p>
<p>ホ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>第五項に定める期間</p>

5 第一項の表第二号ハからホまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業

務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において核原料物質使用者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

- 6 核原料物質使用者は、第一項の表第二号八の記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れるときに交付しなければならない。
- 7 第五項の原子力規制委員会の指定する機関に関し必要な事項は、別に原子力規制委員会規則で定める。